

在校生・保護者へのお知らせ

【重要】 令和 8 年台風第 2 5 号の被災生徒に対する教科書・学用品の給与について

令和 8 年台風第 2 5 号にて被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用により、以下のとおり教科書等や学用品の給与（現物支給）を受けられる制度がありますので、該当すると思われる保護者は、大変な中、期間が短く恐縮ですが、令和 8 年 1 0 月 1 日（木）までに事務室までお電話にてご相談くださいますようお願いいたします。

1 対象者

災害により住家の全壊、流出、半壊又は床上浸水により、教科書や学用品等を喪失または損傷し、就学上支障のある生徒

2 対象品目

- (1) 教科書
- (2) 文房具、通学用品、その他学用品 ※限度額 6,600 円以内、現物支給

3 申請手続き

まずは、事務室 電話 047-422-5516 までご相談ください。

（受付時間 平日 8：20～16：50）

対象となる場合は、後日、罹災証明書の提出が必要です。